

長野県野生鳥獣被害対策基本方針（案）

策定 平成 19 年 11 月 21 日

変更 平成 23 年 5 月 19 日

変更 平成 26 年 7 月 10 日

変更 平成 27 年 2 月 17 日

変更 平成 28 年 8 月 3 日

変更 平成 29 年 7 月 日

長 野 県

目次

(頁)

1	はじめに	1
2	野生鳥獣被害の現状と課題	
(1)	被害の現状	2
ア	農林業被害等の状況	
イ	人身被害等の状況	
(2)	被害対策の現状と課題	
ア	総合的な被害対策の推進	
イ	防除対策	
ウ	生息環境対策	
エ	捕獲対策	
エ	ジビエ振興対策	
3	今後の取組方針	
(1)	基本的な方針	4
(2)	基本目標	5
ア	短期目標	
イ	長期目標	
(3)	取組方向	
ア	被害対策の実施体制	5
イ	対策別の取組方向	
(ア)	防除対策	
(イ)	生息環境対策	
(ウ)	捕獲対策	
(エ)	ジビエ振興対策	
ウ	鳥獣別の取組方向	8
(ア)	ニホンザル	
(イ)	ニホンジカ	
(ウ)	カモシカ	
(エ)	ツキノワグマ	
(オ)	イノシシ	
(カ)	鳥類	
(キ)	外来種	
エ	推進体制と役割分担	10
(ア)	県	
(イ)	鳥獣保護管理対策協議会	
(ウ)	市町村	
(エ)	地域鳥獣被害対策協議会	
(オ)	集落等	
(カ)	狩猟者	
(キ)	県民	

1 はじめに

近年、①地球温暖化による暖冬寡雪など気象条件の変化や里山の環境変化等に伴って野生鳥獣の生息に適した環境が広がっていること、②中山間地域における人の活動の低下と耕作放棄地の増加、狩猟者の減少・高齢化などによって、人の活動や狩猟などによる野生鳥獣への圧力が低下していることなどによって、野生鳥獣による農林業被害や自然環境への被害は深刻化しており、中山間地域の集落の維持を図る上で重大な支障となっている。

このため、県では「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(鳥獣保護管理法)に基づき、被害対策を含む鳥獣保護管理事業実施の5ヶ年計画である「鳥獣保護管理事業計画」を策定するとともに、特に被害の顕著なニホンシカ、イノシシ、カモシカ、ツキノワグマ、ニホンザルについて、「第2種特定鳥獣管理計画」を策定し、これに基づいて防除対策、生息環境対策、捕獲対策、ジビエ振興対策の4つを組み合わせた総合的な被害対策の展開を図っている。

さらに、知事を本部長とする「野生鳥獣被害対策本部」を県庁に設置して、健康福祉部、環境部、産業労働部、観光部、農政部、林務部、建設部、教育委員会、警察本部の連携により対策を推進するとともに、地域振興局ごとに「野生鳥獣被害対策チーム」を編成して、関係所課が連携して被害集落への指導等をはじめとする現地での実効ある被害対策の推進を図っている。

なお、環境保全研究所、農業技術課、林業総合センター、信州大学、NPO等が連携して「野生鳥獣被害対策支援チーム」を編成し、専門的な知見を有する者による研究開発や現地指導等を併せて実施することによって、より効果的な被害対策を進めている。

この「長野県野生鳥獣被害対策基本方針」は、野生鳥獣被害の低減に向けて、「野生鳥獣被害対策本部」・「野生鳥獣被害対策チーム」・「野生鳥獣被害対策支援チーム」が連携して、県内の野生鳥獣被害対策を効果的に推進するため、防除対策、生息環境対策、捕獲対策、ジビエ振興対策の推進の方向性と、その実現に向けた組織的な取組の方策を示すことにより、地域住民なども含めた多くの関係者の理解と連携の下で、被害対策をさらに進めていくための県の基本指針として策定する。

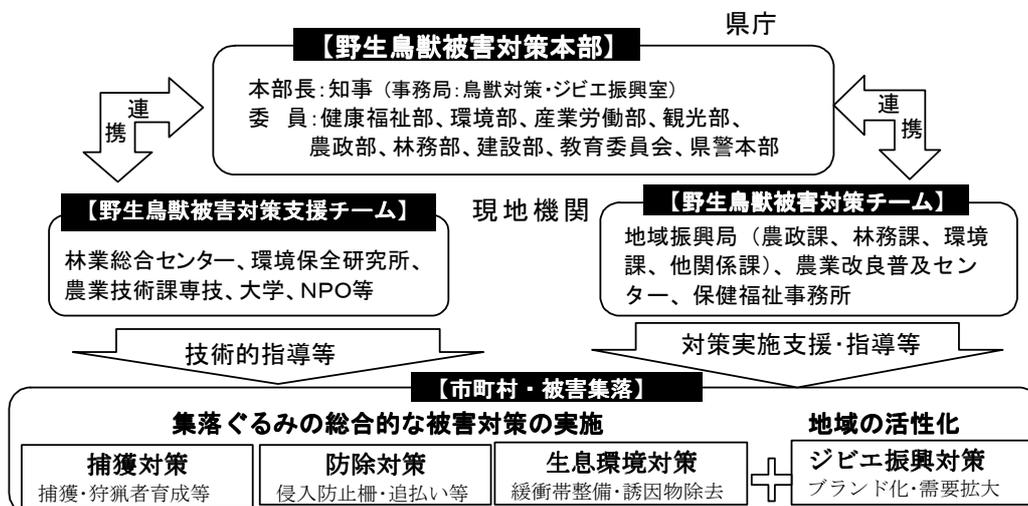


図1 野生鳥獣被害対策の実施体制

2 野生鳥獣被害の現状と課題

(1) 被害の現状

ア 農林業被害等の状況

県内の野生鳥獣による農林業被害は、いまだ最大だった平成3年度には20億円を超えていた。被害対策の推進により半減したものの、大きな被害が発生している。

内訳は、ニホンジカが最も多く、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザルなどの獣類の被害を含めると8割程度を占めている。

また、カラスなどの鳥類による被害の割合が増加傾向で、約2割を占めている。

このほかに、カワウ等による漁業被害も発生しているほか、被害区域や被害対象の拡大なども相まって、耕作意欲の減退による耕作放棄など中山間地域の活力低下や、高山植物の食害による自然環境の破壊などを含めると、被害の影響は極めて甚大な状況になっている。

イ 人身被害等の状況

近年、集落や住宅地などに近い里山が、広葉樹林の成長などによって、ツキノワグマやイノシシなどの獣類の好適な生活圏になってしまっている場合が増えており、これらの野生獣が人の生活圏にまで出没して、場合によっては、住宅街などで人と接触したイノシシなどがパニックを起こすことで人身被害を発生させる事例が増えている。

また、秋季のツキノワグマ、イノシシなどの野生獣の出没は、森林における堅果類の豊凶状況等によって強く影響を受ける傾向があり、年によって大きく異なっている。

このため、野生獣による人身被害者の数は、多い年では、平成18年度に18人、平成20年度に19人、平成26年度は32人と過去最多となっており、それらの多くをツキノワグマによる被害が占めている。

これらは、里山が野生獣の生活圏として定着してきていることで、一層出没し易い環境がつけられてきていることを背景にしているものと考えられ、そこからイノシシやツキノワグマなどが河川敷などを伝って市街地にまで出没する状況も出ている。

(2) 被害対策の現状と課題

ア 総合的な被害対策の推進

野生鳥獣被害対策をより効果的かつ効率的に進めるためには、被害地域の状況に応じて地域住民を含めた多くの関係者の理解と連携の下で、総合的な対策を推進する必要がある。

イ 防除対策

防除対策については、農業被害対策としての防護柵(侵入防止柵)の設置が推進されており、被害の形態等に応じた電気柵や物理柵などの設置を推進しており、農業被害を年々減少させる大きな効果を生み出している。また、林業被害対策としても植栽後の造林木を保護する食害防止ネットや忌避剤が使用されるほか、ツキノワグマやニホンジカによる樹木への剥皮被害を防止するためのテープ巻きも実施されている。

さらに、自然公園等において高山植物を食害から守り生物多様性を保全する防護柵の設

置等も進められているが、今後とも被害防止に向けた効果的な防護柵の整備を進めるとともに、その適切な維持管理に向けた取組を推進していくことが必要である。

また、加害鳥獣の生息密度が低い地域については、早期に効果的な防除対策を検討し実施することで、被害の拡大防止を図っていくことが必要である。

野生鳥獣の追い払いについては、地域住民と研究者等の協力の下、ニホンザルなどで実施されており、発信機の活用やモンキードッグ、ツキノワグマについては、ベアドッグなどを導入して取り組んでいる地域もある。

ウ 生息環境対策

野生鳥獣が出没しにくい環境づくりに向けて、緩衝帯として農地等の周辺森林の整備を促進するとともに、併せて、ツキノワグマやイノシシなどの出沒経路における対策を進める必要があり、実施した後も定期的な整備を行っていく必要がある。

また、加害獣を誘引する廃果や生ゴミ等の適正管理及び桑や放置果樹(柿・栗等)の収穫撤去など集落ぐるみの取組を推進している。

なお、野生鳥獣への餌付けは、鳥獣が人の与える食物に依存したり、人慣れが進み被害の拡大につながることから、行わないよう地域住民等への啓発・指導等を行っている。

さらに、野生鳥獣が人の生活圏へ出沒するケースが増えていることから、関係機関や地域住民の連携・協力により、出沒経路の立木の伐採や藪の刈り払いなどを進めるとともに、出沒時の迅速かつ的確な対応体制の構築も必要となっている。

エ 捕獲対策

ニホンジカについては、農林業や自然環境への被害は生息密度が高まるほど増加するため、生息密度を低下させることが喫緊の課題となっていることから、第2種特定鳥獣管理計画において毎年度の捕獲目標を定め、捕獲強調月間を設定するなど、計画的な捕獲を推進しており、その他の獣類については、加害個体や群れを対象として、それぞれの特性に合わせて必要な捕獲対策を推進している。

捕獲体制については、猟友会等と連携し、担い手の一層の確保と技術向上に努めるとともに、新たな捕獲の担い手の活用により、捕獲する場所によって役割分担をするなど、より効果的な捕獲体制の構築を図ることが必要となっている。

特に、捕獲方法については、より効率的な捕獲が行えるよう、新たな捕獲方法を検討して積極的に取り組んでいく必要がある。

さらに、ニホンジカ、イノシシについては、個体数調整による捕獲数が急増していることから、捕獲個体の有効利用とともに、利用が困難な個体の適切な処分を確実にしていく必要がある。

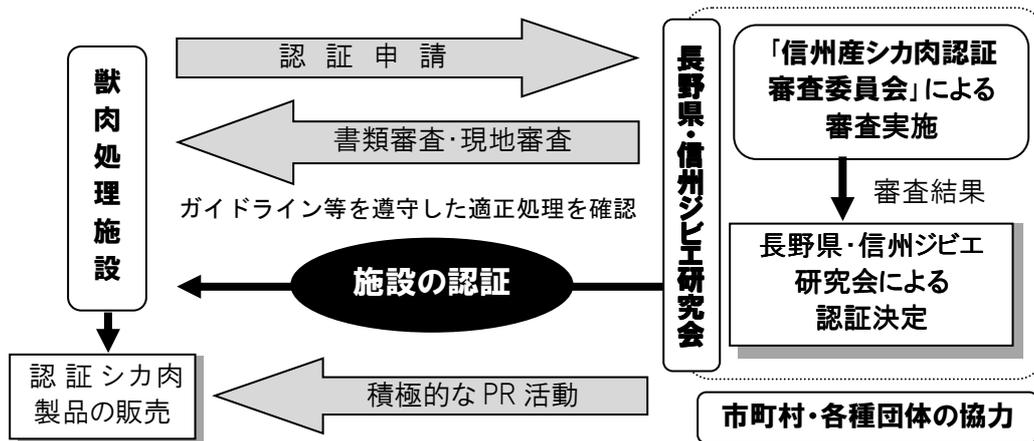
オ ジビエ振興対策

捕獲した野生獣の活用については、信州産シカ肉を「信州ジビエ」としてブランド化して利活用を進めるため、関係者が参加して「信州ジビエ研究会」を設置して、信州ジビエのマーケティング活動を進めるとともに、県と信州ジビエ研究会が協働して「信州産シカ肉認証制度」を創設するなど、安全・安心な信州産シカ肉のブランド化と、その供給と需

要拡大に向けた施設整備や人材育成に向けて取り組んでいる。

また、安定的に信州産認証シカ肉を流通させるためには、シビエに適した捕獲方法を行う捕獲者、シカ肉を美味しく調理できる料理人の育成・確保や消費者の裾野の拡大などが必要となっている。

さらに、県内外の消費地に向けた信州産認証シカ肉の販路開拓が重要であり、そのためのマーケティング活動などを進めることが必要となっている。



「信州産シカ肉認証処理施設」から「信州産認証シカ肉」を出荷（個体識別番号による製品管理）

図2 「信州産シカ肉認証制度」の概要

3 今後の取組方針

(1) 基本的な方針

長野県の豊かな自然環境と農林業を中心とした地域の暮らしを野生鳥獣の被害から守り、野生鳥獣に負けない集落をつくるため、野生鳥獣による人身被害の回避、農林業被害や自然環境への被害低減を図るとともに、人と野生鳥獣のすみ分けを図るために必要な対策を推進することとする。

具体的には、被害地域の実態に即して、捕獲対策、防除対策、生息環境対策を適切に組み合わせ、効果的かつ効率的な総合対策を推進するとともに、シビエ振興対策にも取り組むことで、地域の活性化に繋げることをとする。

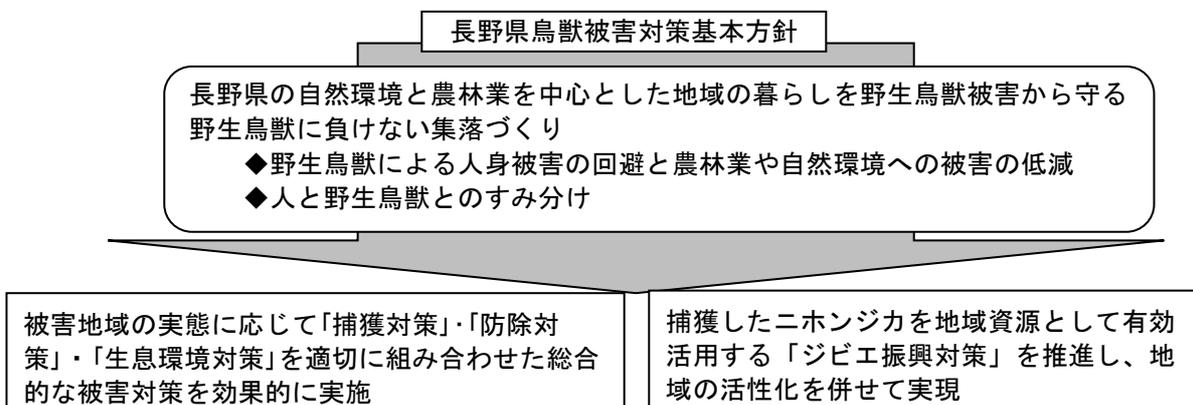


図3 今後の野生鳥獣被害対策の取組方針

(2) 基本目標

ア 短期目標

(ア) 野生鳥獣に負けない集落づくり

野生鳥獣により被害を受けている集落に対し、順次地域の合意形成を図りながら、効率的、効果的かつ持続可能な被害対策の実行に向けた計画、体制作りを支援する。

(イ) 市町村における鳥獣被害対策実施隊による活動の促進

地域での鳥獣被害対策の実践的活動を担う市町村の「鳥獣被害対策実施隊」及び、「野生鳥獣被害対策チーム」や地域住民等との協働による被害対策を推進する。

(ウ) 長野県の自然・農林業をニホンジカから守るための捕獲の促進

ニホンジカの生息密度の低減を図るため、「第2種特定鳥獣管理計画」の計画目標を達成するために必要な事項を、管理ユニットごとに検討、実施する。

(エ) 被害対策の担い手の確保育成

防除、生息環境、捕獲の各分野において、知識や技術に加え、行政施策やジビエ等への利活用など幅広い知識を持ち、地域リーダーとしての役割を担える人材の育成を推進する。

イ 長期目標

(ア) 野生鳥獣との緊張感あるすみ分けの実現と農林業被害の軽減

人々の暮らしの活動域と野生鳥獣の棲みかが分けられ、お互いの干渉やあつれきが最低限に抑えられて、農林業被害や人身被害が大きく低減され、野生鳥獣の生息が自然への負荷が少ない形で安定的に維持されていく状況をつくる。

(イ) ニホンジカの適正な生息密度の実現

適切かつ効果的な捕獲を継続して進めることにより、ニホンジカの生息頭数が低減された状態をつくり、その状況を安定的に維持する。

(3) 取組方向

ア 被害対策の実施体制

被害対策は、個々の地域の実情に応じて講ずべき対策については、地域又は被害集落の住民等が主役となって、地域ぐるみ・集落ぐるみで合意形成を図って計画を定め、関係者の連携によって効果的に実施するものとする。なお、被害対策全体の進め方の調整や個体数調整の実施計画など全県で統一的に実施すべきものについては、「野生鳥獣被害対策本部」が中心となって進めるものとする。

この場合、集落住民、市町村、「鳥獣被害対策実施隊」、「集落等捕獲隊」、及び集落住民等による状況チェックを行いつつ、「野生鳥獣被害対策チーム」が協力して適切な総合的施策を計画し展開していくこととし、必要に応じて「野生鳥獣被害対策支援チーム」の指導、並びに実施後の評価などの支援を受けて改善を図るものとする。

なお、実施にあたっては、地域ぐるみ・集落ぐるみの取組を基本とし、将来的には、野

生鳥獣に負けない集落としての自立を目指す。

また、積極的に普及啓発を行って、広く県民の理解と協力を得て対策を推進する。

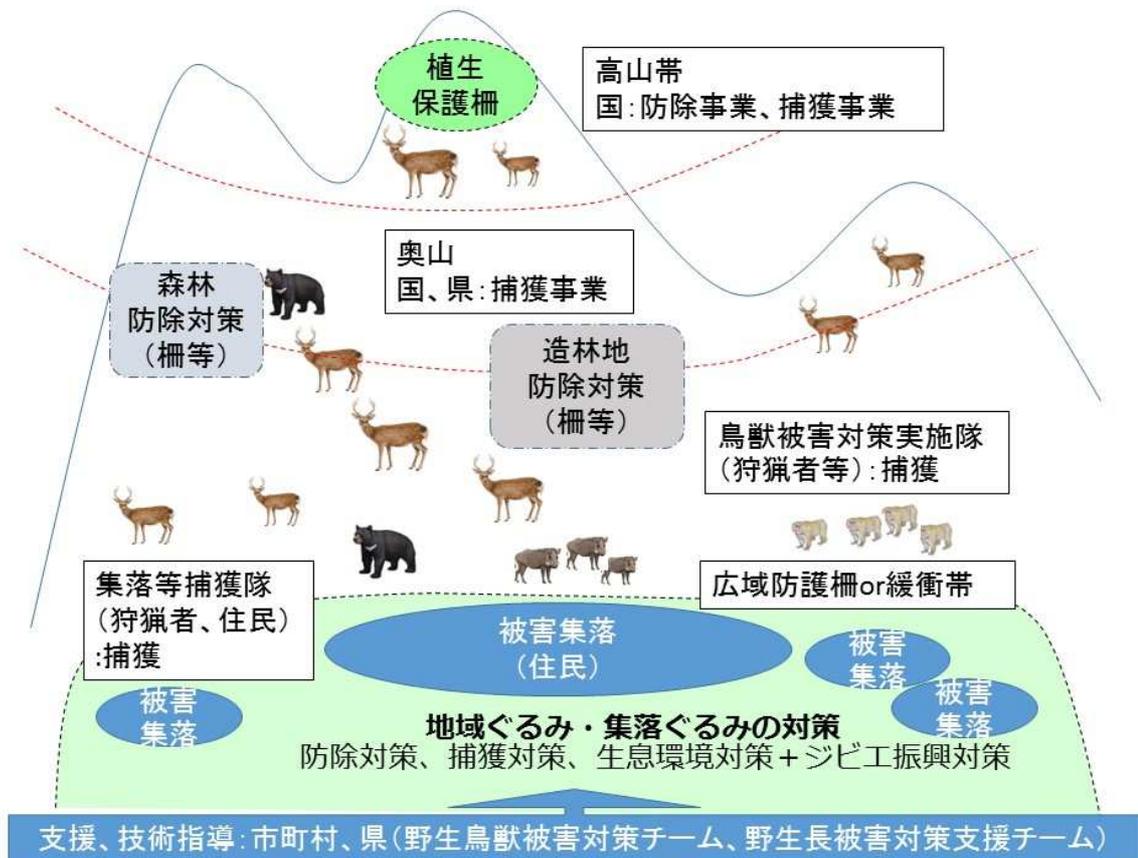


図4 実施体制のイメージ図

イ 対策別の取組方向

(ア) 防除対策

① 効果的な防除対策の推進

防除対策については、防護柵の設置等を中心に取組を進めた結果、農業被害額が減少するなど、一定の成果を上げている。

今後は、この取組をさらに進めることとし、必要に応じて専門家から指導を受けられる体制のもとで、加害獣の生態に即した適切な防護機材を活用した効果的な防護柵などの施設の設置を促進するとともに、設置した防護柵などを集落ぐるみで適正に維持管理するための体制の構築に努める。

また、高山植物の食害防止などについては、関係者の連携の下、加害獣の行動把握などを行うなど科学的な知見を踏まえて、効率的な捕獲対策と組み合わせた効果的な防除対策を推進する。

加えて、野生鳥獣の追い払いについては、必要な地域において、専門家の指導の下、発信機(GPS発信機を含む)やモンキー犬等の活用を含めて、効果的な取組を推進する。

② 集落ぐるみの取組の推進

野生鳥獣被害防除の取組は、地域住民を主体とした集落ぐるみの取組として進めることとし、防護柵の維持管理体制や追い払いの実施体制など、被害集落(集落等捕獲隊を含む)、市町村(被害対策実施隊を含む)、野生鳥獣被害対策チーム、野生鳥獣被害対策支援チームが連携して、地域における体制構築を図り、野生鳥獣に負けない集落としての自立を目指す。

(イ) 生息環境対策

生息環境対策については、野生鳥獣と人との緊張関係を保つための環境づくりに向けて、防除対策と合わせて、出没を抑制できるよう効果的な緩衝帯整備等に努め、併せて、野生獣の出没経路の敷払いなどの整備を促進するとともに、廃果類や生ゴミなどの誘引物の除去を徹底する。

なお、これらについては、住民参加による取組により、関係機関等が連携して、野生鳥獣被害対策への住民の理解を醸成し、地域ぐるみ・集落ぐるみの意識向上を図る。

また、関係機関の連携のもとで、野生獣の人の生活圏への出没に対応する役割分担や連絡体制をマニュアル化するなど、迅速かつ適切に対応するための体制づくりを進める。

(ウ) 捕獲対策

① 捕獲方法の改善

必要な鳥獣の捕獲促進を図るため、より効率的かつ効果的な捕獲方法を検討し実践していくものとする。

今後は、捕獲技術の伝承に努めるなど、狩猟の魅力や捕獲の重要性をPRして、幅広く担い手の確保を図り、一層の捕獲促進を図る。

なお、狩猟期を含む降雪時期などには、銃猟による捕獲が必要不可欠な方法であることなどから、併せて銃猟者の確保を図るとともに、捕獲技術向上に必要な射撃場等の整備を促進する。

また、給餌等によるシカの行動制御などを活用した新たな効率的で捕獲方法や、持続的なシカの捕獲を進めるために、捕獲への馴れが進行しにくい確実な捕殺を行う捕獲システム、及び適切に実施するための体制(シャープシューティング)の検討、や捕獲個体の安全な止め刺し方法についても検討するとともに、効率的かつ効果的な捕獲の実現に向けて取り組んでいく。

② 捕獲体制の充実

捕獲体制については、これまでの地元猟友会を中心とした捕獲体制から、地元猟友会員等を核として市町村長が編成する「鳥獣被害対策実施隊」を中心とした捕獲体制への移行を図っていくものとする。

また、併せて「集落等捕獲隊」の活動も活発化させるなど、地域ぐるみの捕獲体制づくりによる住民参加の被害対策の取組をさらに進めることとする。

なお、遠隔地・高標高地域等これまで捕獲の実施が進めにくかった地域での捕獲や専門的な技術等を必要とする捕獲の実施については、公的主体による新たな専門的捕獲主体の導入等についても検討していく。

加えて、捕獲個体の処理については、県・市町村などが協力して、利活用を促進するとともに、適切な処分が着実に行われるようにしていく。

(エ) ジビエ振興対策

① 信州産シカ肉利活用の推進

ニホンジカの被害対策では、継続的な捕獲による個体数調整が必要である。捕獲個体を信州ジビエとして利活用を図ることは、被害対策を促進するのみならず、捕獲した獣肉の活用による農山村の活性化を図る取組として重要である。

県内における信州ジビエの消費拡大を図るため、食肉加工者、飲食店、観光関係者と連携を深めるとともに、観光コンテンツとしての確立に取り組む。

人材育成の一環で信州ジビエを美味しく調理できる「信州ジビエマイスター」を養成し、地域にあったジビエ料理の普及を進める。

加えて、鹿皮や角の活用など様々な新たな利活用に向けた研究・検討を進める。

② 安全な供給の実現

安全な信州ジビエを普及促進し、地域に供給するには、捕獲から食肉加工までの技術レベルの維持・向上を図るとともに、需要にあった供給体制づくりを進める。

また、全国的にジビエ活用促進の取組がある中で、信州ジビエを差別化し利用拡大を図るため、安全・安心を担保する「信州産シカ肉認証制度」の適切な運用と普及促進に取り組む。

ウ 鳥獣別の取組方向

(ア) ニホンジカ

ニホンジカについては、第2種特定鳥獣管理計画に基づき、①農林業被害の軽減、②自然環境への影響の軽減、③個体数の削減と適切な地域ごとの個体の安定的な維持を図ることを基本とする。

全県において生息密度が高まっているが、生息密度と被害量が比例するタイプの獣であることから、緊急的かつ重要な対策として、個体数調整及び狩猟による捕獲を促進し、適正な生息密度に誘導していくこととする。

また、捕獲個体の適切な処理体制を整え、継続的な捕獲の体制を維持するとともに、捕獲個体の利活用を促進する。

さらに、捕獲とともに、農地等を守るための防護柵の設置などの防除対策を併せて進めることで、さらなる農林業被害の低減に取り組む。

(イ) イノシシ

イノシシについては、第2種特定鳥獣管理計画に基づき、科学的・計画的な保護管理を行い、イノシシと人との緊張感あるすみ分けを図って、農林業被害を軽減し人身被害を防止しつつ、適切な地域ごとの個体の安定的な維持を図って、イノシシと人との共存を図ることを基本とする。

イノシシは、ニホンジカと同様に生息密度と被害量が比例するタイプの獣であるが、繁殖率が非常に高いことから、計画的な捕獲による密度管理を進めることによって被害を軽減していくことは困難なため、農業被害を与えている加害獣の積極的な捕獲と合わせ、防除対策を推進することで被害低減を図っていくことが必要である。

また、荒廃農地や手入れの遅れた里山に依存する獣であることから、緩衝帯の整備を行うとともに、防護柵の設置、出没経路の藪払いなどの整備、誘引物の除去の徹底を併せて進め、出没を抑制するための集落ぐるみでの防除対策を推進していく。

(ウ) ツキノワグマ

ツキノワグマについては、適切な地域ごとの個体の安定的な維持が危惧される状況にあることから、①第2種特定鳥獣管理計画に沿って個体数の管理を進めつつ、②人身被害の回避と農林業被害の軽減を図ることを基本とする。

近年、里山がクマの生息域になってきているとともに、里山近くでの人間の活動が衰退してきたことから、人とツキノワグマの生活圏がこれまで以上に隣接し、ツキノワグマが出没し易い環境ができてしまっている。

このため、人とツキノワグマとのすみ分けによる共存を図るため、人の生活圏とツキノワグマの生息域の間に緩衝帯を設けることとし、緩衝帯等の整備や電気柵の設置などを進める。

また、人身被害や農林業被害等を防止するため、ツキノワグマを人の生活圏に誘う誘引物の除去や、出没経路の藪払いなどの整備を推進する。

なお、人身事故の多くは森林内で起きているが、基本的に森林内はツキノワグマの生息域であるため、出会い頭の事故を防ぐための情報提供や注意喚起を引き続き徹底していく。

(エ) ニホンザル

ニホンザルについては、科学的・計画的な保護管理により、ニホンザルと人との緊張感あるすみ分けを図り、ニホンザルの適切な地域ごとの個体の安定的な維持及び農林業被害の軽減と人身被害の防止を図ることを基本とする。

ニホンザルの被害は、特定の個体・群れによって発生するため、捕獲等は加害個体・群れを特定して適切に実施しないと効果がないことや、無秩序な捕獲は群れの分裂や分散を招いて被害を拡大させる恐れがあることから、必要に応じて野生鳥獣被害対策支援チームの指導を受けながら、第2種特定鳥獣管理計画に沿って、生息状況マップを作成し、群れの加害レベルに応じた適切な被害対策を講ずる。

また、加害レベルの高い地域では、ニホンザルが嫌がる環境をつくるのが効果的なことから、必要に応じて電波発信機とモンキー犬などを活用した集落住民によ

る集落ぐるみの追い払いなど、地域の特性にあった対策を促進していく。

(オ) カモシカ

カモシカについては、第2種特定鳥獣管理計画に基づき、①科学的・計画的な保護管理により、適切な地域ごとの個体を安定的に維持しつつ、②農林業被害の軽減を図ることを基本とする。

カモシカによる被害は、造林木の食害による林業被害の他、農作物の食害が起きている。

カモシカは定着性が強く縄張りを持っており、ニホンジカのように群れを作らないことから、個体の密度は一定しており、被害も限定して発生していることから、防除対策を中心に行いつつ個体数を把握しながら、管理すべき地域においては適切な個体数調整を行うことで、地域個体群の安定的な維持と農林業被害の軽減を図っていく。

(カ) 鳥類

カラスなどの鳥類による被害は、果樹、野菜、穀類の食害による農業被害が主体で、カワウ、サギなどによる漁業被害も発生しており、ドバト、ムクドリなどの糞や鳴き声による生活環境被害も起きている。

効果のある防除対策を研究・普及し、対策を進めるとともに、捕獲檻や人間との緊張関係を持続するための銃による捕獲、廃果や収穫後に放置される農産物など特に農閑期における誘引源や生ゴミ等の農作物以外の誘引源の除去・管理などを組み合わせ、地域が一体となって実施していく。

(キ) 外来鳥獣等

農林業被害等を発生させる外来種としては、ハクビシン、アメリカミンク、アライグマなどがあげられる。

現在、加害獣の捕獲とともに、電気柵等を活用した被害防除に取り組んでいるが、生息域の拡大を抑え込めていない。

これら外来種は、本来、長野県の自然の中に存在しなかったため、生態系への被害や農林業被害が爆発的に拡大する可能性があることから、「持ち込ませない」、「逸出させない」はもとより、生息個体については、捕獲を徹底して分布の拡大を防ぐとともに、出来る限り根絶に向けた対応を推進していく。

エ 推進体制と役割分担

この基本方針を実現するため、関係者は連携のもと、それぞれの立場で、それぞれの役割分担によって、野生鳥獣被害対策を効果的かつ効率的に推進することとする。

(ア) 県

県は、以下の体制により、野生鳥獣被害対策のための基礎調査を行い、各種計画を策定し、計画実施状況のモニタリングによるPDCAサイクルによる計画及び実施体制の改善を図るとともに、これらを含めた関係者間の情報共有を図り、被害集落や市町村等の支援を行って、関係者と協働して対策の実施に取り組む。

特に、全市町村に捕獲技術の優れた「鳥獣被害対策実施隊」を編成するために必要な支援にも取り組む。

なお、国とも連携し、捕獲などの事業に取り組む。

① 野生鳥獣被害対策本部（県庁）

関係部局の連携のもと、野生鳥獣被害対策の推進本部として、県内の被害対策に係る計画や施策について、総合的な調整を行うとともに、計画実施状況のモニタリング結果等を踏まえて、効果的な施策の実行を図る。

② 野生鳥獣被害対策チーム（県現地機関）

関係所課の連携のもと、地域における野生鳥獣対策の総合調整を行うとともに、被害の相談窓口となり、被害集落や市町村等の被害防除に対して実際の支援を行う。

③ 野生鳥獣被害対策支援チーム（県試験研究機関、大学、NPO等専門家）

関係機関の連携のもと、専門的な見地から、被害防除のための技術的指導・助言を行うとともに、被害対策の分析・評価等を行い、有効な対策の構築・普及を図る。

(イ) 鳥獣保護管理対策協議会（県現地機関、市町村、関係団体）

地域における関係者間の連絡調整を行い、広域での被害情報の共有や意思統一を図り、広域対策等における連携を進める。

(ウ) 市町村

地域の被害状況や地域の住民意識等を把握し、地域ぐるみ・集落ぐるみの効果的な被害対策推進の合意形成を図って、被害集落における取組を支援するとともに、野生鳥獣被害対策チームと協働して対策の実施にあたる。

また、「鳥獣被害対策実施隊」や「集落等捕獲隊」等を組織し、効果的な防除や効率的な捕獲を推進する。

(エ) 地域鳥獣被害対策協議会（市町村、関係団体）

地域における関係者間の連絡調整を行い、地域での被害情報の共有や意思統一を図り、関係者が連携した被害対策を推進する。

(オ) 集落等

被害集落にあっては、野生鳥獣被害対策チーム、市町村、「鳥獣被害対策実施隊」等との共同により、集落ぐるみの被害防除対策の実施に努める。

また、加害獣の捕獲についても、「集落等捕獲隊」の編成に協力し、補助者として捕獲作業に参加するなど、集落ぐるみでの取組の推進に努める。

被害を受けている農林業者等は、野生鳥獣被害対策チーム、市町村、「鳥獣被害対策実施隊」、「集落等捕獲隊」や被害集落と連携し、防除対策や生息環境対策などに努める。

(カ) 狩猟者

野生鳥獣の捕獲技能者・有識者として、捕獲対策、基礎調査等に協力するとともに、

狩猟を通じて人と野生鳥獣との緊張関係の構築に努める。

また、必要に応じて、「鳥獣被害対策実施隊」や「集落等捕獲隊」の指導者や構成員など鳥獣保護管理の担い手として、より効率的な捕獲の推進に向けた協力を努める。

(キ) 認定捕獲事業者

新たな捕獲の担い手として、狩猟者との役割分担のもと、より高度な捕獲技術の習得に努め、効果的な捕獲に協力する。

(ク) 県民

野生鳥獣と人との緊張感あるすみ分けと農林業被害の軽減を図ることが、野生鳥獣と人との共存につながることを踏まえ、それぞれの立場で野生鳥獣被害対策に協力するよう努める。

【問合先】

長野県野生鳥獣被害対策本部会議事務局
(長野県林務部森林づくり推進課鳥獣対策・ジビエ振興室)
電話:026-235-7273 FAX:026-235-7279
E-mail:choju@pref.nagano.lg.jp

長野県野生鳥獣被害対策本部設置要綱(案)

平成19年(2007年)11月21日

平成20年(2007年)4月24日

平成22年(2010年)4月1日

平成23年(2011年)4月1日

平成26年(2014年)7月10日

平成27年(2015年)2月17日

改正 平成29年(2017年)7月 日

(設置)

第1条 野生鳥獣による人身被害の回避や農林業被害等の軽減を図るため、長野県野生鳥獣被害対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、県の行う野生鳥獣被害対策に関する施策について、総合的な調整及び効果的な推進に関する事務をつかさどる。

(組織)

第3条 本部に、本部長、副本部長、本部委員、本部会議及び幹事会を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部委員をもって構成する。

3 本部長は知事、副本部長は副知事の担当事務に関する規程(平成18年長野県訓令第9号)第1条の規程により林務部に関することを担当事務とする副知事をもってあてる。

4 本部委員は、健康福祉部長、環境部長、産業労働部長、観光部長、農政部長、林務部長、建設部長、教育委員会教育長及び警察本部生活安全部長をもってあてる。

5 幹事会の幹事長及び幹事は、本部長が指名する者をもってあてる。

(職務)

第4条 本部長は、事務を総理する。

2 本部委員は、部務の執行にあたる。

3 幹事会は、本部長の命を受け、本部会議の開催に必要な事務にあたる。

(事務局)

第5条 事務局は、林務部森林づくり推進課鳥獣対策・ジビエ振興室に置く。

2 事務局に事務局長を置き鳥獣対策・ジビエ振興室長をもってあてる。

(対策チーム)

第6条 第2条に規定する事務の円滑な実施を図るため、地域振興局ごとに野生鳥獣被害対策チーム(以下「対策チーム」という。)を置く。

2 対策チームの構成は、地域振興局関係各課、農業改良普及センター、保健福祉事務所等必要に応じ関係機関を持ってあてる。

3 鳥獣対策専門員は対策チーム内の連絡調整・取りまとめや市町村等関係機関との渉外等を行う。

4 対策チームは、野生鳥獣被害の相談窓口を設置し、総合的な被害防除の支援にあたる。

(支援チーム)

第7条 被害防除の効果的な実施を図るため、本部に野生鳥獣被害支援チーム(以下「支援チーム」という。)を置く。

2 支援チームの構成は、県関係試験研究機関及び大学、NPOの専門家をもってあてる。

3 支援チームは、被害地域の総合的な被害対策の効果的な実施について、専門的な見地から助言、指導及び有効な対策の普及にあたる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部、対策チーム及び支援チームの組織、運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。